

令和2年度 製造・輸入数量の監視対象となる優先評価化学物質の取扱いについて

令和3年3月26日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第2版】」に基づき、評価年度における製造・輸入数量の全国合計が10t以下又は推計排出量が1t以下となる優先評価化学物質は、当面は製造・輸入数量を監視（以下、「数量監視」と言う。）していくこととされています。そして、過去連続3年以上数量監視の対象となり、「環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至った」と判断した優先評価化学物質については、化審法第11条に基づき、優先評価化学物質の指定を取り消すこととしています。本考え方に基づき、今年度、数量監視を経て優先評価化学物質の指定を取り消す物質、及び当面は数量監視の対象となる物質は以下のとおりです。

1. 数量監視を経て優先評価化学物質の指定を取り消す物質

| 優先 通し 番号 | 物質名称 | 優先指定の根拠 | 2017年度届出 (2016年度実績) | 2018年度届出 (2017年度実績) | 2019年度届出 (2018年度実績) |
|----------------|--|---------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 183 | N- {3- [オクタデカン (又はヘキサデカン若しくはテトラデカン) アミド] プロピル} - N-メチル-2- [オクタデカノイル (又はヘキサデカノイル若しくはテトラデカノイル) オキシ] エチルアンモニウム=クロリド | 生態影響 | 製造輸入 10t 以下 | 製造輸入 10t 以下 | 製造輸入 10t 以下 |
| 195 | [2- (ドデカノイルオキシ) エチル] (エチル) (ジメチル) アンモニウムの塩 | 生態影響 | 製造輸入 10t 以下 | 製造輸入 10t 以下 | 製造輸入 10t 以下 |
| 198 | m-クロロアニリン | 生態影響 | 排出量 1t 以下 | 排出量 1t 以下 | 排出量 1t 以下 |
| 202 | 2-tert-ブチルフェノール | 生態影響 | 排出量 1t 以下 | 排出量 1t 以下 | 排出量 1t 以下 |
| 211 | 5-クロロ-2- (2, 4-ジクロロフェノキシ) フェノール (別名トリクロサン) | 生態影響 | 排出量 1t 以下 | 製造輸入 10t 以下 | 製造輸入 10t 以下 |

2. 当面は数量監視の対象となる優先評価化学物質

| 優先 通し 番号 | 物質名称 | 優先指定の根拠 | 2017 年度届出 (2016 年度実績) | 2018 年度届出 (2017 年度実績) | 2019 年度届出 (2018 年度実績) |
|----------------|--|---------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 58 | o-クロロアニリン | 人健康影響 | - | 排出量 1t 以下 | 排出量 1t 以下 |
| 142 | チオシアン酸銅 (I) | 生態影響 | - | 製造輸入 10t 以下 | 製造輸入 10t 以下 |
| 158 | N-メチルカルバミン酸 2-s e c-ブチルフェニル (別名フ ェノブカルブ又はBPMC) | 生態影響 | - | 製造輸入 10t 以下 | 製造輸入 10t 以下 |
| 170 | デカン-1-オール | 生態影響 | - | 排出量 1t 以下 | 排出量 1t 以下 |
| 215 | テトラメチルチウラムジスル フィド (別名チウラム又はチラ ム) | 生態影響 | - | 排出量 1t 以下 | 排出量 1t 以下 |
| 231 | 3-ヒドロキシ-2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) プロピル =オクタデカノアート | 生態影響 | - | - | 排出量 1t 以下 |